

## 肥料価格高騰対策事業に関する質問および回答一覧（2022.11.16時点）

No	質問内容	質問への回答
1	JA全農さいたまブランド「菜色美人」は、土壌診断の実施と有機態窒素を50%以上とすることが取組要件となっているので、取組要件をみたしていると判断して良いですか？	特別栽培農産物の認証等を受けていないため、取組みの拡大が必要となります。前年度までの取組みで（ア）土壌診断と（キ）有機質肥料の利用に「○」がつくので、令和4年度または令和5年度を取組でどちらかの取組みを拡大「◎」してください。（新しい取組メニューの追加も可能です。）
2	JAの注文書で「地域の低投入型の施肥設計」を既に導入していれば、取組要件をみたしていると判断して良いですか？	取組要件をみたしていると判断して良いです。
3	有機質肥料かどうかの判断基準はありますか？（有機質割合20%以上など）	有機質の原料を用いたことを肥料の名称中に示したいときは、一定のルールを設けています。肥料の名称中に用いる文字は、どのような有機質原料を使用した場合であっても「有機入り」という文字にしてください。ただし、その有機質原料から由来する窒素の量が、0.2%以上である場合に限りです。（出典：FAMIC）
4	肥料施用量の少ない品種の利用については、何を目安にすればよいですか？	品種登録の特質等を参考に判断して良いです。
5	化学肥料の使用量およびコスト低減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直しについて、同等の投入量でも銘柄切替によりコスト低減が図れる場合は、取組要件をみたしていると判断して良いですか？	取組要件をみたしていると判断して良いです。
6	生産者向け案内チラシのQ&Aの②に関して 「令和4年度および令和5年度の実際の実行内容が分かる書類等」の説明に”ノートへの記入”とあるが、記入すべき内容は？また作業内容を記録する様式のひな形はあるのか？	各生産者が「化学肥料低減計画書」で取り組むこととした内容に沿って、それぞれ必要な項目を記入して貰うこととなります。 ※農作業日誌のひな形（今回の事業に関連する説明付き）を用意するので、生産者から作業を記録する様式を様式を求められた場合は活用してください。
7	生産者への支援金の算出に当たっては、四捨五入等の調整を行うのか？ （業務方法書（案）段階では調整を行う旨の記述がないが）	1円未満は切り捨てて算出します。
8	秋肥価格上昇率は1.4%で決まったが、一本化申請の場合は春肥の上昇率との差が出た場合。一本申請と秋肥・春肥での申請のケースと支援金額に変更が出るのか？	県協議会では秋肥・春肥の2回申請を選択しており、できる限り2回申請をお願いします。一方で、特段の理由がある場合は、11月15日までに県協議会に理由書を付して相談することとされています。一本申請となった場合でも、「秋肥分」「春肥分」毎に申請をまとめる必要があるため、支援金額には変更は生じません。
9	肥料登録のある堆肥（自給堆肥でない）は、化学肥料と比較し価格改定幅は少なかったが支援金の対象になるのか。	【Q&A 5-4】肥料法に基づく肥料が対象となっており、化学肥料に限定したものではありません。（自給堆肥などは対象外になります。）
10	事業説明のパンフレットについて 全戸配布(4000部)を考えていたが、送付された数(2400部)では足りない。増刷して頂きたい。	JAごとのセンサスによる販売農家戸数をもとに配布しました。協議会予算の都合もあり増刷できません。申し訳ありませんが、データは提供いたしますので対応願います。
11	・取組メニュー「ケ」肥料施用量の少ない品種の利用でいうところの品種とは何か？	No.4 で回答済み。

No	質問内容	質問への回答
12	<p>・取組メニュー「セ」化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量、肥料銘柄の見直しについて例：化成444を3袋施用していた圃場では一発型肥料2袋を施用することで使用量低減・見直しとして認定されるのか？</p>	<p>取組要件をみたしていると判断して良いです。</p>
13	<p>・春肥の申請が令和5年2月頃～とあるが、令和5年5月までの予約以外の当用注文への支援はどうなるのか？また、予約した注文でも5月納品の場合、領収書・請求書の発行はどのようにすればよいのか？（通常では納品前に伝票等発行しているため）</p>	<p>春肥の対応については、全国で同様の質問が多数出ています。農水省において対応を検討中ですのでもう少しお待ちください。対応が出ましたらお知らせいたします。</p>
14	<p>・昨年度購入し、残っている肥料を取組メニューで使うことは大丈夫なのか？ 例：有機質肥料：BM有機を昨年度購入し、余っていたものを今年度使用した場合、有機質肥料の利用になるのか？</p>	<p>昨年度購入した肥料でも取組メニューとして活用できます。取組内容が分かるように作業日誌等に記帳し、5年間保管をお願いします。</p>
15	<p>・（春肥分について）対象期間内で注文・納品されるが、収穫後の決済（9月や10月の決済）とする場合がある。支援金の申請時点で請求書等が発行されていれば申請の対象に含めていいのか。</p>	<p>質問No.13と同様</p>
16	<p>・取組メニュー「ウ」地域の低投入型の施肥設計の導入」について、取組実施者（JA）が独自に作成した施肥設計であっても、施肥量を削減できるならば認められるのか。 （例：基肥→追肥の体系と一発施肥の例を示している。一発施肥は基肥→追肥の体系より施肥量が少なく、一発施肥を選べば施肥量は削減できる。） それとも農林振興センター等の公的な機関から示されたものでなければダメなのか。</p>	<p>JA独自の地域に係る施肥設計を説明会等により農業者に周知し、取り組まれているのであれば認められます。なお、農業者は、当該施肥設計に基づいた取組について、資料等を保管する必要があることから、その旨の指導をお願いします。</p>
17	<p>Q &amp; A 問5-5（3）の回答として、「領収書又は請求を典型的な書類等として例示していますが、同等の機能があれば、一覧か個票かなどの形態は問いません。（中略）一覧で対応する場合、あらかじめ都道府県協議会や地方農政局等にお問い合わせ下さい。」とあるが、県協議会として一覧を認めるのか。</p>	<p>一覧も可とします。 【参考】JAの購買システム（コンパスシステム）から供給済みデータを抽出できる方法が別途示されます。</p>
18	<p>春肥分の取組実施者への申請は「2月ごろ～」となっているが、期限はいつまでか？ （期限によっては春肥の予約注文書の取りまとめを完了するのが厳しいと想定される）</p>	<p>質問No.13と同様</p>
19	<p>支払義務が発生していることが確認できる書類として、請求書の一覧表を秋肥申請で活用したいので、フォーマットの提供をしてほしい。</p>	<p>質問No.17と同様</p>
20	<p>請求書の一覧表対応が可能な場合、入力日を受注時期と捉えて良いですか？</p>	<p>入力日が注文を受けた日付とリンクしていると説明が出来る場合であれば、受注時期と捉えて構いません。</p>
21	<p>請求書の一覧表は、月末締め翌月請求明細が帳票される。春肥において、2月末締めとする と3月に請求明細が帳票される。春肥の申請期限を知りたい。（春肥の供給体制も厳しいのでは？）</p>	<p>質問No.13と同様</p>
22	<p>集落営農組織で取り組む麦の肥料については、各個人で肥料の注文をするが、品代は集落営農の口座から引き落とす。支援金の申請時に、集落営農組織の名義でない注文書を添付して申請できるのか。</p>	<p>支援金の申請者と、添付する注文書の名義が異なっていても問題はありません。 但し、小麦は集落営農、ビール大麦は個人として取り組む場合は、ビール大麦分は個人での申請が必要です。重複して申請しないよう注意願います。</p>

No	質問内容	質問への回答
23	集落営農組織として、助成金等を受け取っている場合は、申請額の調整をする必要があるのか。	受け取った助成金等が「肥料代に対する支援」と特定されていれば調整が必要です。助成金が「農業経営に対する支援」や「資材高騰支援」というように肥料代に対してのみ支援する目的で支払われているのであれば、調整する必要はありません。
24	取組メニュー「イ」について、全ての人の葉色診断の様子などの写真保管が必要か。	全ての人の葉色診断の様子を記録する必要はありません。 なお、JAが生育診断の現地指導会等を主催し、それに参加した者は取組要件を満たすと判断できます（参加者名簿等は必要）（全中取りまとめ事前質問項目4-7が根拠）
25	取組強化の「◎」をつけた場合、何をどう強化するのか個別に聞き取って何かの用紙に記載するのか	取組実施者としてのJAが、取組強化の内容を確認・記載しておく必要はありませんが、農業者は、取組内容が分かる書類等（土壌診断の結果、施肥設計書、購入肥料の伝票、作業時の写真等）の保管が求められていますので、その旨のご指導をお願いします。
26	久喜市は一律5万円の補助金があります。Q & A 5-8で肥料費の上昇分の3割を超えて補助される場合の算定式がありますが、分かりづらいので詳細を知りたい。 【30万円分の肥料を購入した場合】 本事業支援金：（当年30万円-当年30万円÷上昇率1.4÷0.9）×0.7=4.3万円 上昇分3割：（当年30万円-当年30万円÷上昇率1.4÷0.9）×0.3=1.86万円 調整額3.14万円=補助金5万円-上昇分支援金1.86万円 上記の金額を支援金から控除するため、4.3万円-3.14万円=1.16万円 1.16万円が支援金となり、久喜市からの補助金とあわせて6.16万円となる。	久喜市の助成が肥料価格の補填に限られたもの場合は、左記の内容となるが、6月補正で行われている「事業者・農業者物価高騰等対策給付金給付事業」は、資材高騰に伴う経営対策であり、対象が肥料高騰対策として特化していないため、調整を行う必要はありません。
27	知り合いから堆肥をもらっているため、取組メニューの証憑書類を提示できないが、どのように対応すればよいか？	堆肥散布した時に、作業日誌に記載の上、5年間保管して対応をお願いします。
28	Q & A 問5-15に「令和4年6月～令和5年5月までの間に適用された価格で購入した肥料代金が、支援金の算定の対象」とあるが、対象期間で購入しても対象期間より前に適用されていた価格（値上げしていない価格）で購入した肥料は支援対象にならないのか。	令和4年6月～令和5年5月までに注文した（当用の場合は購入した）肥料であれば、全て支援対象です。質問のように価格云々は問いません。 （全中等を経由して、農水省にも確認済み）
29	施設キュウリ、露地ネギに取り組んでいる生産者がいる。売上はキュウリ>ネギ、作付面積ではキュウリ<ネギとなる場合、「代表的な作物」はキュウリ、ネギのどちらか。	今回の事業にかかる「代表的な作物」は作付面積基準で判断してください。（問4-5が根拠）
30	商系と系統それぞれの取組実施者に申請できるなら、系統は商系からの肥料購入者の支援金の申請を断ってもいいのか。	農水省QAの問1-4により農業者は、肥料の購入先である農協、肥料販売店に問い合わせを行い申請することとなっています。また、8月26日全中会議の論点整理「取組実施者における責任の範囲の明確化」においてもJAが責任を持って申請できる範囲で対応するとしており、農水省もそれを支持しています。一方、それぞれのJAの立場もあることから県協議会で統一はしていません。
31	局所施肥について、水稻の側条施肥はペースト肥料などを利用して実施すればよいと判断するが、麦の播種同時施肥機を利用すれば局所的に施肥する形となる。これも局所施肥と判断してよいか。	一般的に全層施肥をする作物で局所施肥をすれば、該当します。（問4-7が根拠） なお、水稻の側条施肥については、通常の一発肥料などでも側条施肥対応の銘柄がある。それを利用して減肥できるので該当します。
32	今回の事業は肥料代金の支払が済む前に支援金が支払われることとなるが、それでいいのか。	そもそもの事業設計がそのようになっているため、問題ありません。

No	質問内容	質問への回答
33	(No.33に関連して) 麦の集落営農の肥料代は、9月以降に決済する。これも支援対象としていいのか。 (注文書・請求書等の証憑書類は揃えられる) そもそもの「購入」の定義(代金決済まで完了して「購入」なのか)を確認したい。	麦の収穫後9月の決済であっても、一般的には前年の9月下旬注文、10月中の納品・請求書発行となるため、秋肥として支援対象となります。また、「購入」の定義については、農水省QA問1-2のとおりであり、肥料購入者に「支払義務が発生している」と判断しうる書類が示されることとなります。
34	春肥の申請を遅くとも3月中に実施しなければならないとして、4～5月の当用購入分は支援金の対象にできないのか。	◆本店から回答 支援対象外となるので、JA広報誌で「4～5月に使用する肥料については、事前に注文(予約)してほしい」という周知をすることを検討中。
35	熊谷市から農家に対して支援金が支給されている(認定農業者個人:10万円、法人30万円)。コロナ対策の財源から支給されているが、この金額は今回の支援金の調整対象となるのか。	「肥料の価格高騰に対する支援」と明確に謳われていないなら(例:「生産資材の価格高騰に対する支援」という名目なら、肥料以外の生産資材も対象としているので)、調整対象としなくて構いません(問5-8(2)が根拠)
36	麦の集落営農としての申請に添付する請求額の証憑書類は一覧形式で行いたい。 協議会判断となっているため、判断してほしい。	No.17で回答済み。
37	(No.37に関連して) 事務の基本として、現物が納品されて請求書が発行されるものである。ということは、春肥の配送時期を前倒しするのか。	JAにて協議をお願いします。
38	麦の集落営農への参加に加え、個人で野菜等を生産していて、その分で使用した肥料に対する支援は、個人で申請すればよいか。	集落営農分以外は、個人で申請となります。 (小麦:集落営農、ビール大麦:個人で取り組む場合等も同様)
39	Q&A問4-14で「取組内容が分かる書類等を保管」とあるが、何をどう保管すればいいかが分からない。例えば、作業時の写真はすべて撮る必要があるのか。	取組メニューに応じて、保管する書類等が異なります。「作業時の写真」は、例えば「可変施肥機の利用」や「局所施肥」なら使用した機器(ドローンや側条施肥機等)の使用状況の記録として有効ということであり、必ずしも必須ではありません。
40	説明資料イメージの「取組メニューについての解説」で、すべての項目に”作業日誌等への記帳”とあるが、何を記入すればいいのか。	記録すべき項目としては、①作物、②作付面積、③施肥状況(使用した肥料、施肥日、施肥量)、④その他の取組状況(土壌診断や葉色診断等の実施日等)などとなります。 生産履歴記帳運動の推進もあり、農作業日誌は作成して貰っているものと考えています。
41	(No.42に関連して) 農作業日誌を全員が作成しているわけではない。記録すべき項目を分かりやすく整理した様式を提供してほしい。	埼玉県HPに参考様式を掲載しておりますので必要に応じてご活用ください。 <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a0907/nb-hiryo/hiryokoutouqa.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/a0907/nb-hiryo/hiryokoutouqa.html</a>
42	生産者向けパンフのQ&A⑦に、「6月2日、3日の雹害と(中略)県及び市町村から支援を受けた肥料の購入費は、今回の肥料購入費総額からは除外してください」とあるが、熊谷市の場合はこれから申請の手続きを進めるという状況である(対象者向け説明会が11月上旬)。この場合どう申請すればいいのか。	生産者に対して、被害を受けた作物用の肥料(災害支援事業の対象となる肥料)については、除外するようご指導願います。
43	(No.44に関連して) 市の補助もある。支援内容の確認が必要だと思うので対応したい。	JAにて確認をお願いします。
44	取組実施者として作成する取組計画書等の書式を提供してほしい。	準備します。
45	他のJAは商系分の申請にも対応するのか確認したい。こういった点は県として統一步調で取り組むものとする。方針を示して貰えないのか。	No.30と同様です。

No	質問内容	質問への回答
46	J Aの予約注文書は注文書の右側を切り取って提出する形であり、生産者がJ Aに提出する部分には銘柄ごとの価格の記載がない。価格の記載がある部分（生産者の手元に残る部分）も合わせて提出してもらう必要があるのか、それともJ Aとして価格を説明できればよいのか。また、注文書の提出日の記入欄もないので、J Aが提出を受けた日付をスタンプ等で示せばよいか。	期間内に請求まで完了する肥料については、No.17の方法で対応いただければ予約注文書の具備は必要ありません。期間内に請求まで完了しない肥料については注文日、価格が分かる書類を準備できるようにしてください。
47	全農からは秋肥と春肥を分けて申請すれば、春肥時に1回の申請をしても良いと聞いたが、農林振興センターが農産物安全課に確認したら、秋肥は秋肥、春肥は春肥のそれぞれの時期に申請しなければならないと回答している。見解を統一してほしい。	No.8で回答済み
48	春肥は2月申請・3月支援金の支払となっているが、J Aでは納品しないと請求書は発行できない。また、発注の前倒しも考えられ、生産者の要望どおりの納品ができない可能性が高いため、5月申請・6月支援の支払に延長できないか？（本来は春肥は5月までのため）判断はいつごろになるのか？	No.13で回答済み。
49	秋肥については、11月申請・12月支援金交付の対応をお願いしたい。	県協議会として、秋肥の申請期限は12月1日を設定しており、年内の支援金交付は困難です。
50	Q & A 4-5～4-6について 代表的な作物で取り組んでいけばよいとあるが、取り組んでいない作物でも支援金が出るのか。 2品目栽培している場合、作付面積の半分以上を占める作物（例えば米）のみで化学肥料低減の取組を行えば、化学肥料低減に取り組んでいない作物（施設野菜）の肥料も支援金の対象となるか。	対象になります。
51	Q & A 4-5～4-6について 54に関連して、2品目で化学肥料低減の取組を行う必要がある場合、各品目の半分以上で、取組を行えば良いか。支援金の対象となるか。	対象になります。
52	秋肥の肥料を11月納品（価格は秋肥価格）した場合は春肥での申請になるのか。	注文書の期間が6月～10月であれば、納品書、請求書等の写しを併せて添付し、秋肥として扱います。また、当用の場合は、春肥でお願いします。
53	農力アップなどの年間一本価格の場合（秋肥から春肥にかけて価格上昇が無い場合）春肥でも今回の対象扱いになるか。	支援の対象となるかは注文時期に応じて決定します。令和4年6月～10月に注文した肥料は秋肥として、令和4年11月～令和5年5月に注文した肥料は春肥として支援の対象になります。
54	秋肥注文書（10月まで）で注文し、2月納品希望の場合 予約価格は秋肥の決定価格で注文を頂いているが、納品が春肥期間の場合 秋肥の肥料扱いになるのか。それとも春肥の扱いになるのか。	原則として、注文期間で秋肥・春肥の区分を行いますので、秋肥の扱いでお願いします。
55	商系購入品の申請を取り扱うかについて、J A毎に取組方針に差が出るのは困る。基本的方針をJ Aグループとして整理してほしい。	No.30で回答済み。
56	商系購入品の申請を取り扱う場合、J Aとして申請者が添付する証憑書類の内容（数量・金額等）が正しいことや購入した肥料が肥料法に基づく肥料かなどを参加農業者が購入先に確認した旨を「確約書」として徴求してよいか。	特にプロセスに制約はありませんので、求めても構いません。

No	質問内容	質問への回答
57	【主に水稻肥料において】商系業者の場合、肥料代は出荷したコメの代金から資材代（農薬や紙袋の代金も合算される）として差し引いて精算しているケースがある。その場合領収書は出ない（差し引きの精算書のみ）が、差し引いた金額のうち肥料の金額等が分かれば、申請できると考えていいか。	「資材代」として差し引かれた金額のうち、肥料代が幾らかが特定でき、購入した銘柄（肥料法に基づく肥料かを確認できる情報として）、数量等を購入先から証明して貰えれば申請可能です。精算書がなかったり、精算書があっても資材代の詳細な内容の確認ができない場合は、申請の条件を満たさないことになります。（問5-5、問5-5（3）等が根拠）
58	JAの窓口で、当用かつ現金、自己取りで購入の場合、送り状兼請求書（領収書）を「上様」で発行しているケースがある。この分を申請に含めることは可能か。	「上様」では購入者が特定できないので、申請に含められません。
59	秋肥申請に取り組む場合、日程がとても短くなるので証憑書類が用意できなかった、JA等からの周知が行き届かなかった等の理由から、申請できなかったという者がほぼ間違いなく出るはずだ。そういう場合は春肥の申請の際に申請できるのか（秋肥分は書類を分けることを前提に）。	秋肥の申請について、できるだけそのようなことが無いよう申請をお願いします。
60	当JAの組合員でない者、県外JAや近隣JAの組合員が当JAから肥料を購入しているが、その者の申請を受け付けてよいか。	申請を受け付けて構いません。
61	（国作成の）Q & A問5-15、16、17の回答では、「 <u>R4.6～R5.5月までに適用された価格で購入した肥料代金</u> 」となっているが、以下のような肥料代金は支援対象に含めてよいか。 ●R4.7月に本年秋肥価格を決定し価格改定した肥料Aを、 <u>R4.6月中に購入した場合</u> ⇒R4.6月時点で適用されていた価格ではあるが、 <u>R4.6月以前に決定された価格である</u>	含めて構いません。
62	秋肥の取組スケジュールがタイトであるところに、全中系統から「秋肥と春肥は分けて、スケジュール通り申請せよ」といった主旨の説明もあった（11/2の信用系統の説明会で説明された？）。これまで秋肥分を春肥のスケジュールに沿って申請可能と説明していたが、申請の考え方をきちんと示してほしい。	生産者に対して速やかに支援を行うという観点から、原則秋肥と春肥で分けて申請いただく事業の仕組みとなっております。一方で、申請件数が膨大となることが想定される取組実施者については、事前(11月15日まで)に県協議会へ相談することで申請時期の後ろ倒しを検討することも可能です。
63	この事業に関連する日程説明の中で、取組実施者から実施主体への申請締め切りは12/1だが、実施主体から国への申請は12月丸々1か月かける予定と聞く。取組実施者は全生産者への周知⇒書類の受領⇒県協議会への申請とボリュームの大きい事務を担当する。事務日数確保のため、10日でも15日でも申請期限を伸ばして貰えないのか。	県協議会では、各取扱実施者から提出された書類を「肥料価格高騰対策協議会事務局」において形式審査後、本審査を行い、採択・不採択を決定し、関東農政局に対し交付申請書を提出します。農政局からの交付決定が標準的な期間として1ヶ月後に到達し、概算払い請求、支援金受入、取組実施者への送付等の事務があります。できる限り早く生産者に支援金を届けるためですので、12/1の申請締切についてご協力をお願いします。
64	（No.4に関連して）事務日数もないが、事務費も出ない。対象者へスピーディに周知するため、申請書類を郵送等で届けようにも、その経費が出ないのはいかがなものか。	参加農業者の同意を得られれば、参加農業者へ支払う支援金から経費を控除することはできます。また、信用系統の支援金等があると聞いておりますので、そちらの活用も検討ください。
65	取り組みメニューの「土壌診断」を選んだ者が、今後土壌診断の依頼点数を増やすと思う。JAくまがやでの対応には限界がある。全農さいたまの土壌診断センターは支援してくれるのか。	全農さいたまの土壌診断センターは、現状で年間7,000件以上の分析を行っており、年度単位でJA毎の利用計画に基づき分析しています。土壌診断センターの分析能力の範囲内で、余裕があれば対応するということが想定されます。
66	春肥予約分の自己取りを前倒しも検討したいところだが、それには春肥を前倒しで全農がJAに供給する必要がある。全農は前倒し供給は不可能なのか。	県内に限らず、全国的に前倒しの荷動きとなる可能性もあります。前倒し供給には対応できないと考えていただければと思います。

No	質問内容	質問への回答
67	中央会/情報センターから案内されたコンパスシステムからのデータ抽出方法について、抽出される膨大なデータを得意先コードでフィルター処理をせよと言われても、事務が追いつかない。JA（経済事務化）独自の手法でデータを作成し、それを証憑書類としてもよいか。	中央会から指定があった方法で抽出したデータと全く同じ内容(体裁は問いません)を出力することができれば、独自の手法であっても構いません。
68	事前-2には「当用購入分は領収書のみで構いません」とあるが、追加-5では「「上様」では購入者を特定できないので申請不可」とある。では、HCで購入した分の「レシート」では領収書としての機能はあっても個人が特定できないので、申請不可となるのか。	農水省QA問5-5及び問5-5(3)により、支払義務が発生していると判断するためには、領収書発行者名、金額支払者名等が明記されている必要があり、申請不可となります。
69	(No.8に関連して)JA直売所でも肥料を販売している。QRコード決済をした場合など、レシート上には個人名が表記されなくても、後方処理のデータを確認すれば購入内容を確認できるが、これも対象外となるのか。	後方処理により、レシートと併せて、購入者名、発行者名、代表者名の書類が準備できれば対象となります。
70	事前-4の回答で、「現地指導会」の出席者名簿を作成とあるが、出席者名簿に記入すべき項目があるのか。	出席者名簿に関して、国からは具体的に示されていません。同姓同名が存在する場合も想定できますが、地区毎で開催するなら氏名だけでもいいのではないのでしょうか。住所や電話番号などまで記入して貰うと、個人情報となってしまい、参加者への配布等に支障があるかもしれません。
71	職員説明会-1、6に関連して、当年の肥料費に含めることができるのは、対象期間内に「当該農業者に現に支払義務が発生していること」とある。具体的に言うと、JAが伝票を発行し、注文者に現物を受け渡した時点でよいか。「購入」というと、「代金を支払った(口座から代金が引き去られた)タイミング」と誤解する生産者が出るので、分かり易い説明を願いたい。	農水省QA問5-5(3)のとおり、例えば請求書であれば、請求者名、被請求者名、請求金額が明記され、請求側の組織の代表者名が記載されているものが一般的であり、「支払義務が発生している」と判断しうるとされています。
72	職員説明会-7に関連して、春肥分の支援金申請にあたって、申請時点で配送まで完了しない4~5月配送分の予約注文分の証憑書類は「注文書」だけでよいのか、「請求書」が必要なのか、はっきりしてほしい。繰り返したが「請求書」を作れというなら、作成方法を検討しなくてはならない。コンパスシステムからのデータ抽出は、供給済み分しかできない。今後に向けた検討で手戻りが出ないよう、確定してほしい。	No.13で回答済み。
73	<麦の集落営農の肥料代について、集団での経理処理となっていることに関連して> 職員説明会-11で、集落営農分の申請について、商系からの購入分が申請に含まれているならば、書類を受領する際に除外しろと指示するのか。	集落営農組織が系統、商系の両方から肥料を買っている場合、商系分は商系の取組実施者に申請して貰うことができます。なお、重複が発生しないよう注意願います。
74	(No.13に関連して)集落営農として支援金を申請し受領した場合、集落営農は構成者に支援金を分配しなくてはいけないのか。それとも集落営農として支払う肥料代の総額から受領した支援金分を控除し、残額を構成者に請求するのか。	集落営農の経理処理の考え方に沿って、処理してください。 (参加農業者が「集落営農」であれば、「集落営農」に支援金を支払った時点までを管理する。取組実施者には集落営農内部の処理を助言しても、指示する権限は無い)
75	追加-7で当JAの組合員でない者の申請を受け付けることに差支えはないとの回答があるが、支援金の振込口座がJAに無い場合、振込手数料が発生する。また市中銀行への振込を要望されることも想定される。その場合、支援金から振込手数料を控除して振り込んでよいか。	取組実施者の判断で、参加農業者へ支払う支援金から振込手数料を控除することは可能です。

No	質問内容	質問への回答
76	エコファーマー認証は、有機農産物認証に該当するのか。	エコファーマーは、持続農業法に基づき「有機質資材施用技術」「化学肥料低減技術」「化学農薬低減技術」の全てに取り組む農業者を知事が認定するもので、「有機農産物認証」には該当しません。5年間の認証期間内に対象品目の作付面積の5割以上を上記技術で取り組む計画が策定・認定されているので、それに沿って「化学肥料低減計画書」を作成してください。
77	作付面積が水稻8割、野菜2割で営農している生産者について、水稻で2つの取り組みを実施することが出来ないため、水稻で1つ、野菜で1つ取り組みを実施することで認められるか	申請において支援金の算定に用いた肥料を使用する作物であれば、水稻で1つ、野菜で1つの取組で構いません。
78	土壌改良剤の購入は、補填金の対象となるのか。	例えば農力アップやケイカル、アヅミンなど一般的に土壌改良剤とされていても、これらは肥料取締法に登録されていることから補填金の対象となります。なお、かなり多くの土壌改良剤が登録されていますので、全農配布リスト、Famicの確認をお願いします。
79	自作の堆肥は、取組メニューのエ 堆肥の利用に該当するのか。	該当します。
80	稲わらのすき込みは、取組メニューのカ 食品残渣など国内資源の利用に該当するのか。	該当しません。農水省では、稲わらをすき込み後、分解時に土中の肥料分を消費するとの知見があることから、該当しないとしています。
81	稲の切株は、ク 緑肥作物の利用と認められるのか。	緑肥作物は、植物そのものを肥料の一種として利用するもので、ソルゴー、ヘアリーベッチ、レンゲ等を指す取組であるため、稲の切株は、認められません。
82	取組メニューにおいて、水稻1haを作付けしている農業者が、R4年産で、コ 低成分肥料の利用を1ha、R5年産で低成分肥料の利用を50 a、メニュー、キの有機質肥料の利用で50 aを計画した場合、化学肥料低減計画書に2つの○が付けられるのか。	令和4年度又は令和5年度の取組として、メニュー「キ」と「コ」の2つに○が付けられます。
83	全中取りまとめ事前質問項目4-7、4-8において、「生育診断による施肥設計」について、畦道相談会や現地指導会への参加（参加者名簿等を保管）により取組要件を満たすとされ、葉色のカラスケールで農業者が判断することも可能とされている。では、農業者がJ A主催の栽培講習会に参加し、自ら葉色をカラスケールで確認し、追肥を行わない（何もしない。）場合でも要件を満たすこととなるのか。	要件を満たすこととなります。なお、栽培講習会等の資料や参加者名簿等の保管、自身の圃場による葉色診断の月日、結果や対応等について、作業日誌等に記載し保管しておくようご指導願います。